

令和8年度逗子市障がい者の職場体験事業 トライアル雇用申し込み案内

逗子市では障がいのある人が、市役所各課において役務に取り組み就労スキルを身につけ、一般就労を目指すきっかけとなるよう、次のとおり会計年度任用職員（短期間任用）を募集します。

1. 応募資格
 - ①市内に住所があり、一般就労を目指す人。
 - ②相談支援事業所の支援を受けている人、またはよこすか障害者就業・生活支援センターに登録している人（今後、登録をする予定の人を含む）。
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
 - ④児童相談所もしくは更生相談所で、知的障がいがあると診断を受けた人。
 - ⑤発達障がいの診断を受けた人。

＊①②は必須であり、かつ③～⑤のいずれかに該当する人。
2. 募集期間
 - 令和8年9月16日（水）～令和8年10月2日（金）
3. 面接予定日
 - 10月上旬
4. 雇用期間及び勤務時間
 - ①令和8年10月15日（木）～10月28日（水）土日を除く
9時30分～14時30分（12時～13時休憩時間1時間を含む）
 - ②令和8年11月12日（木）～11月26日（木）土日祝を除く
13時00分～17時00分（休憩なし）

※なお、今回の募集は追加募集のため、雇用期間②の1名を募集するものです。
5. 募集人数
 - 上記①、②でそれぞれ1名、計2名
（会計年度任用職員（短期間任用）として）
6. 報酬
 - 時給1,423円（令和8年5月現在）
 - ※交通費は、通勤距離が片道2km以上ある場合に支給します。
7. 勤務場所
 - 逗子市役所及び関係施設
8. 業務内容
 - パソコン入力作業、ファイリング作業他
9. 応募方法
 - 電話にて事前連絡の上、「トライアル雇用申込書・履歴書」を持って、ご本人が障がい福祉課窓口へお越しください。
 - ※「トライアル雇用申込書・履歴書」は、障がい福祉課窓口又は、市ホームページから入手できます。

※書類選考はなく、後日、日時を指定して履歴書を提出された人全員面接し採用の可否を決定します。

10. その他

次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

①拘禁刑以上の刑に処され、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法執行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

11. 問合せ

逗子市福祉部障がい福祉課 046-873-1111（内線 224）

12. 備考

就労場面では、障がい福祉課の就労支援員がサポートします。